

県教委 条例改ざんによる刑事告発 不起訴に謝罪なし

1 昨年の3月、私は手元にあった生徒個人情報を使用し、教え子である卒業生 335 名に安保関連法廃止の反対署名用紙をメッセージと共に返信用封筒を同封して郵送しました。この件で、私は全データーの削除および勧告を受けこれを受理しましたが、皆様方においては個人情報の管理徹底の締め付けが強化され、大変ご迷惑をお掛けしました。

しかし事件はこれで終わらず1年後の昨年5月、県教委は私の行為が千葉県個人情報保護条例第63条（以下単に63条と記す）に該当するとして千葉県警に刑事告発しました。

以下囲み枠内に、本件申し入れ書に対する県教委の回答について、弁護士さんによるコメントの一部を示し、この刑事告発が不当であったことを説明します。

同条は「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で盗用」することを禁じています。つまり、「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」がなければ、処罰されることはないのです。

「不正な利益を図る目的」の例としては、金銭を得る目的や、特定の人を誹謗中傷する目的などが挙げられます。

これに対して、県教委は秋葉さんの行為について、「業務に関して知り得た個人情報を、自己の不正な利用を図る目的で盗用することを禁じた、千葉県個人情報保護条例第63条に該当するため、告発した」と述べています。しかし、この記述には明白な誤りがあります。

県教委は刑事告発を63条に基づいて行っているわけですが、アンダーラインで示したように条例の文言の一部が置き換えられた形で刑事告発したのです。

告発状は手元にありませんが、正式な回答書の中に不正な利用と明記されていますので、告発状にもそうなっていると考えるのが自然です。

つまり公文書の中で条例の文言を県教委に都合よく変えて1個人を告発したことになり、これは公文書改ざんに等しく、その効果は公権力による弾圧となり不当なものです。

また仮に不正な利用が署名行為を指すのであれば、これは憲法に保障されているので告発は無効であり、当然63条にも該当しません。

63条は不正な利益を図る目的で盗用した場合のみ適用されるのです。

千葉地検は私の行為に不正な利益を認めず、昨年12月に不起訴処分を下しました。

実際、事情聴取は実質40分、調書も取らない非常にあっけないものでした。

県教委は遺憾であったと思いますが、告発の効果は十分あったと思います。

新聞報道をとおり、「左翼的な元教員が生徒個人情報を盗用してまで戦争法反対署名を行っている」と県民はイメージし、現職教員は萎縮したと思うからです。

私たち「守る会」（地元成田の市民団体に高退教や千退教等多くの退職教員の賛同を得て結成され、100名にも達する抗議団体。不起訴後解散。）は千葉地検の不起訴に対する県教委の「現時点ではコメントを差し控えたい」（12月22日、東京新聞）とする不誠実さに対し、私から抗

議文、守る会から要請書、弁護士団より質問状を本年1月末に提出して謝罪を求めました。
ところが県教委からの返事は弁護士団への回答があったのみで、私や守る会には謝罪どころか
返事そのものもありませんでした。

質問状に対する回答は、自分たちの判断（刑事告発）の非を認めず被疑者への謝罪は必要な
し、また条例改ざんの疑いは言い直してごまかそうとしているだけで、きわめて不誠実なもの
でした。

私は県教委に謝罪を求めましたが、個人的な謝罪を期待していません。
本件で見えてきた理不尽な県教委の行政に不起訴処分が下されたことで、同じような弾圧を現
場の教員に与えないよう微力でも抑制したかったのです。

しかし、不起訴後の県教委回答から推測されることは、教員に対する多方面にわたる圧力が残
念ながらこれからも続くだろうという危惧でしかありません。

1個人の元教員やそれを支持する市民団体の要請など耳も貸さない公権力に対し、これを交渉
の土俵に引き出すためには、法で定められた労働組合（交渉団体）の存在が必要であることを
今更ながら実感しました。

今回の件は小さなものかもしれませんが、多くの賛同者の力で不起訴を勝ち取ることができ
ました。

1教員は小さなものですが、教員集団は決して小さなものではありません。
とにかく今回の刑事告発における県教委の対応を知ってもらうことが大切なことだと考えます。
私は謝罪を求める抗議文の中で県教委に次のように予告しました。

なお、残念ながら貴委員会の誠実な対応がなかった場合は、貴委員会の不誠実な対応
として、広く県民にこのことを公表し、民意を仰ぐことをご了承ください。

守る会のHPで事件の詳細を公開します。
県教委が発行した公式文書（勧告書、申し入れ書への回答書、質問状への回答書）及び、告発
に至る経緯を示す県議会文教委員会議事録（公開文書）のHPアドレスや検索方法、また勧告
書から告発までの1年間の時間は何を意味しているか等は教育委員会定例会議事録（公開文書、
抜粋）を参照することで見えてくると思います。



教職員の皆様へ 2018年3月21日
元成田北高校分会 秋葉幸一